

○財務省告示第百五十六号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十五年四月八日に発行した政府短期証券の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成二十五年五月十四日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第三百五十六回）

二 発行の根拠の法律及びその条項  
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七條第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九條第一項並びに特別會計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三條第一項、第九十四條第二項、同條第四項、第九十五條第一項、第三百三十六條第一項及び第三百三十七條第一項

三 振替法の適用等  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に発行される入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額 最		イ 払 込		イ 発 行		イ 募 入	
低	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	法 入 決 定 の
額	入 札 登 競 I 加 場 行 争	入 札 登 競 I 加 場 行 争	入 札 登 競 I 加 場 行 争	入 札 登 競 I 加 場 行 争	入 札 登 競 I 加 場 行 争	入 札 登 競 I 加 場 行 争	の
面	登 競 I 加 場 行 争	登 競 I 加 場 行 争	登 競 I 加 場 行 争	登 競 I 加 場 行 争	登 競 I 加 場 行 争	登 競 I 加 場 行 争	の
金	登 競 I 加 場 行 争	登 競 I 加 場 行 争	登 競 I 加 場 行 争	登 競 I 加 場 行 争	登 競 I 加 場 行 争	登 競 I 加 場 行 争	の
千	七 千 四 百 八 十 万 円	七 千 四 百 八 十 万 円	七 千 四 百 八 十 万 円	千 円	千 円	千 円	千 円
万	二 千 二 百 八 十 万 円	二 千 二 百 八 十 万 円	二 千 二 百 八 十 万 円	万 円	万 円	万 円	万 円
円	二 千 六 百 四 十 三 万 円	二 千 六 百 四 十 三 万 円	二 千 六 百 四 十 三 万 円	四 千 二 百 八 十 四 億 七 千 円	五 千 三 百 四 十 四 億 四 千 円	五 千 三 百 四 十 四 億 四 千 円	五 千 三 百 四 十 四 億 四 千 円

「国債市場特別参加者」のうち第 I 非  
 価格競争入札発行」という。)  
 各申込みのうち応募額の順位が高い  
 ものからそのうち応募額を順次割り  
 当てる。各市場特別参加者ごとの  
 各国債市場の範囲内に  
 募限度額の範囲内において各  
 申込みの応募額を割り当てる。

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行日	の記載又は記録は、最低額面金
十一	発行価格	額の整数倍の金額によるものと
十二	発行期限	す。平成二十五年四月八日
十三	償還金額	償還金を支払う。その翌営業日に
十四	元金支払額	償還金を支払う。その翌営業日に
十五	入札参加	財務大臣から通知を受けた者
十六	払込期日	平成二十五年四月八日